


施設等の管理者の皆様へ

<p>～南海トラフ地震の津波から円滑に避難するために～</p> <h1>消防計画（地震防災規程）</h1> <p>の作成・変更をお願いします</p>	
--	---

近い将来の発生が予想されている「南海トラフ地震」を想定した「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（以下「特措法」）において、岸和田市が地震防災対策推進地域（以下「推進地域」）に指定されています。

南海トラフ地震に伴う津波は、地震発生から岸和田市に到達するまで約 90 分かかるため、事前の準備を行うことにより、津波による人的被害は軽減できます。

消防法等では「推進地域内」で、南海トラフ地震に伴う津波被害が想定される地域に存する事業所については、消防計画に、下記の津波対策等（以下、「南海トラフ地震防災規程」）を定め、届出なければならないと定めています。

1. 津波からの円滑な避難に関すること
2. 防災訓練の実施に関すること
3. 被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報に関すること

また、令和元年 5 月 31 日に中央防災会議において南海トラフ地震防災対策推進基本計画が変更されたため、既に定められた場合も変更する必要があります。

南海トラフ地震に伴う津波被害が想定される区域

大阪府知事が設定する津波浸水想定において、水深 30 cm 以上の浸水が想定される区域を町丁目以示したものです。詳細については、大阪府が公表している浸水想定図をご覧ください。

対 象 区 域	
岸 和 田 市	磯上町 2 から 3・5 から 6 丁目、魚屋町、戎町、大北町、大手町、紙屋町、加守町 1 丁目、岸之浦町、岸野町、北町、五軒屋町、堺町、地蔵浜町、下野町 1 から 5 丁目、新港町、大工町、中北町、中之浜町、並松町、八幡町、春木泉町、春木大小路町、春木北浜町、春木大国町、春木本町、春木南浜町、春木宮本町、本町、松風町、港緑町、南町、宮本町、木材町、臨海町



南海トラフ地震に係る防災対策を講ずる必要のある事業所等について

津波による浸水被害が想定される区域に存する事業所等で、施設又は事業を管理し、運営する者が”津波対策に関する事項等”を消防法に規定する消防計画に定める必要があります。

対象施設等	病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設 (映画館、キャバレー、遊技場、料理店、店舗、診療所、図書館、公衆浴場、神社、寺院、教会、停車場・発着場、駐車場、学校、福祉施設、放送局、その他の事業場 等)
-------	--

計画等に定める事項

南海トラフ地震防災規程として定めなければならない事項は、南海トラフ地震に係る次の事項です。

- ① 津波からの円滑な避難の確保（避難場所や避難経路、従業員や顧客の避難の方法 等）
- ② 時間差発生等における円滑な避難の確保（南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における措置 等）※
- ③ 防災訓練（施設等が実施する避難訓練や他の機関が実施する訓練への参加 等）
- ④ 地震防災上必要な教育及び広報（従業員への教育や顧客等への広報の実施方法（南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における措置を含む） 等）※

※上記下線部が今回の変更箇所となります。

◆ 届出について ◆

変更した消防計画は早急に 消防本部に届出てください。

○ 提出書類

「消防計画作成（変更）届出書」 2部 （正・副）

「消防計画（ひな型を参考に作成してください）」 2部 （正・副）

○ 提出先

岸和田市消防本部 予防課（消防本部庁舎4階）

岸和田市上松町3丁目7番21号

